

議案第 17 号

太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について

太宰府市介護保険条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年 2月27日 提出

太宰府市長 楠 田 大 蔵

理 由

第9期介護保険事業計画策定（令和6年度から令和8年度）による介護保険料の改定及び介護保険法施行令（平成10年政令412号）の改正に伴い、条例の一部を改正する必要性が生じたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例

〔 令和 年 月 日 〕
〔 条 例 第 号 〕

太宰府市介護保険条例（平成12年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改め、同項第1号中「32,760円」を「30,240円」に改め、同項第2号中「44,520円」を「41,160円」に改め、同項第3号中「47,160円」を「44,160円」に改め、同項第4号中「58,920円」を「59,760円」に改め、同項第5号中「65,520円」を「66,480円」に改め、同項第6号中「73,920円」を「79,680円」に改め、同号イ中「又は第11号イ」を「、第11号イ又は第12号イ」に改め、同項第7号中「80,520円」を「86,400円」に改め、同号イ中「又は第11号イ」を「、第11号イ又は第12号イ」に改め、同項第8号中「87,120円」を「99,720円」に改め、同号イ中「又は第11号イ」を「、第11号イ又は第12号イ」に改め、同項第9号中「100,800円」を「112,920円」に改め、同号イ中「又は第11号イ」を「、第11号イ又は第12号イ」に改め、同項第10号中「117,240円」を「126,240円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ又は第12号イ」に改め、同項第11号中「125,760円」を「139,560円」に改め、同号イ中「（(1)に係る部分を除く。）」の次に「又は次号イ」を加え、同項第12号中「134,280円」を「166,200円」に改め、同号を同項第13号とし、同項第11号の次に次の1号を加える。

(12) 次のいずれかに該当する者 152,880円

ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が12,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第2条第2項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」

に、「19,560円」を「18,840円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「28,080円」を「27,840円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改める。

第4条第3項中「第38条第1項第1号イ」を「第39条第1項第1号イ」に、「及びハ」を「若しくはニ」に、「第4号ロ又は第5号ロ」を「第4号ロ若しくは第5号ロ又は第2条第1項第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ若しくは第12号イ」に、「第38条第1項第1号から第5号」を「第39条第1項第1号から第5号又は第2条第1項第6号から第12号」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正後の太宰府市介護保険条例第2条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。